

## 川崎市公告第842号

福祉製品等活用促進、広報支援業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和7年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件名 福祉製品等活用促進、広報支援業務委託
- (2) 業務事項
  - ア コミュニティを通じたかわさき基準（KIS）認証福祉製品等の活用促進につながる取組の企画、実施
  - イ イベント等への出展補助
  - ウ KIS 認証製品の活用促進を目的とした動画作成
  - エ 上記取組の効果的な広報の実施
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月27日まで

### 2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 本業務に関するノウハウや他官公庁等における実績がある者
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格名簿において業種を「99 その他」、種目を「99 その他」で登録がある者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込みである者  
ただし、参加意向申出書提出時に、川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類（実施要領8（4）エ）を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として、登録申請している者と同等に扱うこととします。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

### 3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 取組意欲・積極性

- (5) 提案内容の実行可能性
- (6) 経済性・効率性

#### 4 担当部局

川崎市経済労働局イノベーション推進部

〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

電話(直通) 044-200-3226 FAX 044-200-3920

メールアドレス: 28innova@city.kawasaki.jp

#### 5 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 5月8日(木) 午後3時
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送

#### 6 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和7年5月13日(火)から5月19日(月)正午まで
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書、企業概要、業務実施体制、類似業務の実績、見積書(各7部、データ提出の場合は一式)
- (4) 提出方法 持参又は郵送、メール、市のファイル転送システム(必着)

#### 7 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

#### 8 契約書作成の要否

要

#### 9 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当部局と同じ

#### 10 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 4,943千円(消費税及び地方消費税含む)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無  
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、企画提案参加者の負担とします。
- (3) その他
  - ア 審査結果の発表は5月30日(金)を予定しています。
  - イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。